越田会長記者会見要旨

日　　時：平成 18 年 5 月 31 日（水）午後 2 時 30 分～午後 3 時 10 分
場　　所：ＪＡＳＤＡＱプラザ記者会見場
出 席 者：越田会長、渡辺副会長、増井副会長

冒頭、渡辺副会長から自主規制会議の審議事項等の概要について、増井副会長から証券戦略会議の審議事項の概要について、それぞれ説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）
主として三点ほど伺いたい。
まず一点目が、公正な株式市場をいかに確保するかということで、今、日証協、金融庁の懇談会等で継続的に議論が進んでいるが、その中で、インサイダー取引あるいは相場操縦について、市場全体で対応をしていこうとの議論があり、例えば、インサイダーについては、その情報を東証に集約しようといった話が出ているが、こうした動きについて協会長の見解を伺いたい。併せて、証券会社の引受審査業務のあり方ワーキングについて、現時点での課題、進捗状況を改めて伺いたい。
（越田会長）
相場操縦的行為やインサイダー取引の未然防止など、「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の場で、日証協に対して不公正取引顧客等のデータベース化や上場会社役職員の基本データのベース化などが検討されている件だが、まず、たくさんの課題をいただいたというのが正直な感想である。基本的にはどの項目も重要な事項であることから、大変ではあるが、日証協としては前向きに対応を図っていくつもりでいる。
例えば、不審顧客のデータベース一つをとってみても、不審顧客とはどういう顧客を指すのかといった不審顧客の定義や個人情報保護法への対応、更にはそのようなデータベースを基に、果たして取引をお断りできるのかといった法的な問題の検討など、ハードルはかなり高いと考えている。また、インサイダー取引のデータベースの構築に関しても、全上場会社の協力が必要であり、その点も踏まえて十分な検討が必要で

あると考えている。

これらの措置は、単に証券会社のためということではなく、当然のことながら、証券会社という水際において極力不公正取引の排除を行うことを通じて、より公正で透明な市場環境を確保することが目的であることから、日証協だけでなく関係者にも広くご理解をいただかないと実現はなかなか難しいと思っている。

現状においては、まだ具体的にワーキングの設置等については決めていないが、然るべき対応を行う必要があると考えている。証券取引所等と相談が必要な事項についても、取引所と協議調整のうえ、ワーキングを設置するなど、実施に向けて対応していきたいと考えている。

引受審査の件であるが、５月２５日に１回目の「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング」を開催している。そのワーキンググループは、証券会社の実務者クラスと取引所の担当者を加えた１６名で構成されている。これもいわゆるオペ懇でご指摘のあった点であるが、証券会社における引受審査のあり方全般について、検討、見直しを行う予定である。

本ワーキングにおける検討事項の範囲は多岐に亘るため、「ＩＰＯ分科会」－新規公開会社の引受、「ＰＯ分科会」－既に公開している会社の引受、「ＭＳＣＢ分科会」－下方転換価額修正付転換社債の引受、この三つの分科会を設置し、集中的な議論を行いたいと考えている。

なお、結論を得るまでは相当な時間がかかると思われるので、対応可能なものから公表して実施に移すことにしたい。

（記者）

二点目だが、先般、ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所がバックアップサイトの運営で協議を始めようということを公表しているが、日証協としてはＢＣＰ協議会という形で証券業界全体で議論する場を率いておられるわけだが、この大証とジャスダックの話し合いという事例にも引き付けて、改めてＢＣＰ議論の方向性について、足元の状況をも踏まえて教えていただきたい。

（越田会長）

去る４月２１日に１回目の「証券市場ＢＣＰ協議会」を開催して、緊

急時の対応を含む協議会の運営要綱を制定した。併せて、専門的かつ実務的な検討を行うための「専門部会」及び専門部会での事案について横断的に検討するための「証券市場ＢＣＰ委員会」を、それぞれ協議会の下部機関として設置することを決議している。

これを受けて、ＢＣＰ運営専門部会、取引所取引専門部会、公社債取引専門部会、取引所外取引専門部会の各専門部会において、今月、それぞれ１回目の会合が開催されたということである。

各専門部会においては、喫緊に取り組む課題、中長期的に検討が必要な課題など各課題の優先性を整理したうえで、これに基づくマイルストーンを設定するなど、専門部会の進め方等について検討されたと聞いている。

今後は、各専門部会において整理した進め方等に基づいて、喫緊に着手すべき課題から具体的に取り組んでいくものと考えている。

（記者）

最後に、最近の資本市場を賑わしているトピックスについて、見解を伺いたい。

一つは、中央青山監査法人が行政処分されたが、この処分が上場企業ひいては公正な資本市場のあり方に対してどういう影響を与えるのか、あるいは公正性、透明性を維持するためにどうあるべきなのか、協会長しての見解を伺いたい。

もう一点は、いわゆる村上ファンド、個別の案件についてということではなくて、ライブドア事件のときにも会長から一般的な立場からということで見解を伺ったのだが、村上ファンド、アクティビスト株主は今後台頭してくると思うのだが、今回の阪神株の取得、売却を巡る一連の動きをご覧になって、マーケットという点から、一般論でいいのだが、どう評価できるのかということについて伺いたい。

（越田会長）

中央青山監査法人が７月に会計監査人の資格を失うということで、当該監査法人と監査契約を結んでいる会社にとってみると、非常に大きな影響を受けることになるだろうと思う。

一方で、公認会計士の監査がマーケットにとって極めて重要な役割を持っていることは、今回の措置で更なる認識が深まったのではないかと

思っている。今回の事態を受け、金融庁でも公認会計士法の改正や公認会計士・監査審査会の立ち上げなど迅速な対応が図られている。このような対応を踏まえ、公認会計士には、再びこのような事態が発生しないような対応を是非図っていただきたいと思う。

なお、一部の企業においては監査法人の交替が続々と出ていると聞いている。もちろん、どの監査法人を選択するかは各企業が決めることではあるが、我々の立場からすれば、マーケットに混乱が生じないよう、関係者には十分な配慮をお願いしたいということである。

村上ファンドについてであるが、個別のファンドであることから、お答えする立場にはないと思うが、敢えて申し上げる点があるとすれば、昨今行われているような、大規模で、かなりドラスティックな企業買収は、被買収者である企業に株主の存在を強く意識させるきっかけになったというメリットも確かにあるが、一方で、企業買収の過程において、証券市場において法制度の不備を突くような行為があるのだとしたら、そうした行為を認めることは決してできない。

いずれにしても、個人投資家をないがしろにして、かつ他の株主の権利を毀損するような企業買収は基本的には好ましくなく、実施する者は常に他の株主や証券市場への影響というものを念頭に置いて、しかも法の主旨を尊重したうえで、適切な形での実施をお願いしたい。

以　上